

中国司法制度の概要

魏 啓 学*

抄 録 本稿では、主に中国知的財産権保護の最新動向及び中国司法制度概況を紹介すると共に、実務上、注目されている知的財産権の幾つかのホットトピックを分析・論述した。

特に、司法制度の基本知識について、全般のイメージ及び留意点等を総合的に考慮した上、訴訟件数の現状、裁判所・裁判官制度と陪審員制度、司法解釈と判例の位置付け、民事訴訟の基本手続等をめぐって紹介・説明した。また、最近、国内外で注目され始めている中国知的財産裁判所の設置を含め、知財事案の管轄特徴についても述べた。更に、先使用権の実務及び特許の間接侵害について当事者が注意すべき点もまとめた。

目 次

1. はじめに
2. 中国における訴訟数量の現状
3. 裁判所制度、裁判官制度及び陪審員制度
 3. 1 裁判所制度
 3. 2 裁判官制度
 3. 3 陪審員制度
4. 法律出所及び司法解釈と判例の位置付け
5. 民事訴訟の基本手続
 5. 1 二審終審制
 5. 2 再審制度
6. 知財事件の管轄
 6. 1 知的財産権民事事件の一般管轄
 6. 2 知的財産権裁判所の管轄
7. 知財実務におけるトピック
 7. 1 先使用権に係る実務
 7. 2 特許の間接侵害
8. おわりに

1. はじめに

世界経済のグローバル化の進展に伴い、知的財産権保護の重要性は広く認知されてきている。新興国の代表である中国の知的財産権司法保護体系に係る構築状況は、世界的にも広範に

注目されている。本稿では、中国知的財産権保護の最新動向と結び付け中国司法制度概況を紹介すると共に、実務において注目されている知的財産権の幾つかのホットな話題を分析し、論述する。本稿が中国での実務を担当する知財関係者に少しでも役立てば幸甚である。

2. 中国における訴訟数量の現状

中国において、各級裁判所が受理する事件が年々増加の一途である。最高裁判所の統計¹⁾によれば、2013年最高裁判所が受理した各種事件は11,016件、終審件数は9,716件で、前年同期比でそれぞれ3.2%、1.6%増加し、地方各級裁判所が受理した各種事件は1,421.7万件、結審件数は1,294.7万件で、前年同期比でそれぞれ7.4%、4.4%増加した。

うち、知財保護関連では、最高裁判所の2013年の統計データ²⁾によれば、2013年に全国地方裁判所が新たに受理した知的財産権民事一審事件は88,583件、終審件数は88,286件で、新たに

* 北京魏啓学法律事務所 所長 弁護士・弁理士
Chixue WEI

受理した知的財産権行政一審事件は2,886件、終審件数は2,901件（前年度既存・未済事件を含む）で、新たに受理した知的財産権刑事一審事件は9,331件、終審件数は9,212件であった（図1）。また、最高裁判所知的財産権裁判廷が新たに受理した知的財産権民事事件は457件、終審件数は417件で、新たに受理した知的財産権行政上告事件は117件、終審件数は104件であった。

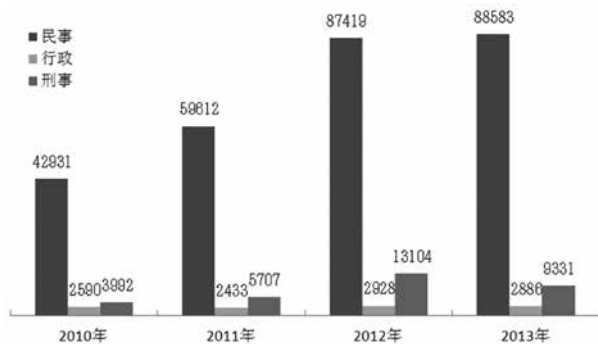


図1 2010年－2013年全国の各裁判所が新規に受理した知的財産権一審事件の件数

また、涉外（海外当事者が関与する）知的財産権民事一審事件の件数も若干増加し、前年同期比で18.75%増の計1,697件を終審した（図2）。涉外知的財産権行政一審事件は、終審件数は計1,143件とさほど多くないものの、終審事件総数に占める比率が39.4%と大きく、いずれも特許と商標に係る行政事件であった

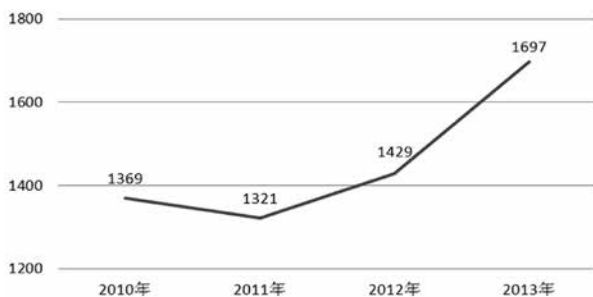


図2 涉外知的財産権民事一審事件数（終審ベース）

3. 裁判所制度、裁判官制度及び陪審員制度

3.1 裁判所制度

中国裁判所は、最高裁判所、地方各級裁判所と専門裁判所から構成されている。地方各級裁判所には高等裁判所、中等裁判所、基層裁判所があり、専門裁判所には海事裁判所と軍事裁判所等を含む。

すなわち中国裁判所は4級制度である。

まず、最高裁判所は、最高司法機関として各種事件を受理し、司法解釈を制定し、地方各級裁判所と専門裁判所の審判業務を監督し、かつ、法により職責の範囲を確定し、全国の裁判所の司法行政業務を管理する。なお、公正な司法を保証し、司法の信頼性を高めるために、2014年10月に、「法による国家統治の全面的推進における若干の重大問題に関する中共中央の決定」（以下「決定」という）において「最高裁判所は、巡回法廷の設立により、司法職権配置の最適化を求めることができる」ことを発表している。上述制度のモデル地区として、広東省深セン市には管轄区域として広東、広西、海南の3省区を含む最高裁判所第一巡回法廷が、また遼寧省瀋陽市には管轄区域として黒竜江、吉林、遼寧の3省区を含む第二巡回法廷がそれぞれ設立される。これらの巡回法廷では、いずれも主に行政区域をまたぐ重大行政・民商事事件を審理し、その審理級別は最高裁判所と同一である。

次に、高等裁判所は、省、自治区、直轄市の一級裁判所として、地方各級裁判所の最高レベルにあり、法律・法令に規定されている管轄すべき第一審事件、中等裁判所から移送された第一審事件、中等裁判所が判決・裁定した上訴事件と控訴事件、検察院が審判監督手続に基づいて提出した控訴事件の審理を担当している。

さらに、省、自治区内における地区と自治州、

区がある市及び直轄市に中等裁判所が設置され、法律・法令において規定されている管轄すべき第一審事件、基層裁判所から移送された第一審事件、基層裁判所が判決・裁定した上訴事件と控訴事件、検察院が審判監督手続に基づいて提出した控訴事件の審理を担当している。また、「決定」では、「地域をまたいだ案件の審理を行うため、行政区画をまたいだ裁判所と人民検察院の設立を検討する」と言及している。特別な例として、新たに設立した上海市第三中等裁判所と北京市第四中等裁判所は、行政区画をまたいだ裁判所である。そのうち、上海市第三中等裁判所は、法により市級政府を被告とする一審行政事件、市級行政機関を上訴人・被上訴人とする二審行政事件（知的財産権行政事件を除く）を管轄し、北京市第四中等裁判所は、主に北京市区（県）政府を被告とする行政事件、及び地区をまたいだ重大環境資源保護事件、重大食品薬品安全事件を管轄する。従来は級別管轄基準に基づき、北京市のある中等裁判所が管轄すべきとされてきた渉外商事事件も、今後は北京市第四中等裁判所が統一管轄することになるのは注目に値する。なお、これまでに全国人民代表大会常務委員会³⁾の決定に基づき、これまでに北京、上海、広州に設立された知的財産権裁判所も区域をまたいで管轄する中等裁判所に該当するが、その関連状況については本稿後半で紹介する。

最後に、県と市、自治県、旗、市轄区には基層裁判所が設置され、法律に特に規定がある場合を除く第一審民事、刑事と行政事件の審理を担当している。事件の審理の他に、基層裁判所は開廷審理の必要のない民事紛争と軽微な刑事事件も取扱い、かつ、調停委員会の業務を指導している。基層裁判所は、地区、人口と事件の状況に応じて若干の出張法廷を設立することができる。

3. 2 裁判官制度

裁判官は、法により国家裁判権を行使する審判官で、最高裁判所、地方各級裁判所及び専門裁判所の所長、副所長、審判委員会委員、法廷長、副法廷長、審判官と審判官補佐を含む。法律文書でよく見かける「代理審判官」とは、暫定的に審判官職務を代行する審判官補佐のことをいう。

中国裁判官制度の形成過程もさまざまな紆余曲折を経ている。「中華人民共和国裁判官法」(以下「裁判官法」という)が公布されるまで、裁判所の裁判官は、「公開応募、優秀者の採用」を原則としていたが、当時は全国法学教育レベルが全般的に低く、必要な人材をサポートすることができず、更に一部の政治、歴史的な原因により、裁判官には多数の中・小学校教諭、機関幹部と退役軍人などの非専門家が含まれていた。そのため、裁判官の資質にバラつきがあり、裁判所の全体的なレベルも低かったため、司法体系に深刻な影響をもたらしていた。

1995年、「裁判官法」の公布、施行に伴い、裁判官の任命要件、手続、賞罰についても明確に規定された。その後、2001年の「裁判官法」の改正によって、国家統一司法試験が、裁判官資格の必須要件となった。法律規定に基づき、初任裁判官に対して厳しい評定方法を採用し、才徳兼備の基準に基づき、国家統一司法試験に合格し、かつ、裁判官要件を具備する人員の中から優秀な者を選抜するようになった。しかも、初任裁判官は、大学で法律を専攻して、法律業務への従事期間が2年以上必要である。高等裁判所、最高裁判所の裁判官の任用条件はさらに厳しく、法律業務への従事期間が3年以上、又は法律専攻修士学位、博士学位を取得し、且つ法律業務への従事期間が1年以上必要である。なお、裁判所の所長、副所長は、裁判官又は裁判官の要件を備えた人員の中から優秀な者が選

抜される。

最高裁判所の長官は、全国人民代表大会で任命・解任され、副長官、審判委員会委員、法廷長、副法廷長と審判官は、最高裁判所長官の推薦により、全国人民代表大会常務委員会で任命・解任される。地方各級裁判所所長は、地方各級人民代表大会で任命・解任され、副所長、審判委員会委員、法廷長、副法廷長と審判官は、その裁判所所長の推薦を受けた同等レベルの人民代表大会常務委員会で任命・解任され、裁判所の審判官補佐はその裁判所所長が任命・解任する。

3. 3 陪審員制度

中国の陪審員制度とは、裁判所が事件の審判を行うときに、非職業裁判官を招聘して陪審員として、陪審員と職業裁判官又は職業審判官と共に事件を審判する司法制度のことをいい、裁判所審判体系の構成部分の1つでもある。現在、公民が陪審員を担当する際、通常、次に掲げる要件を備えなければならない。

- I 年齢が23歳以上であること。
- II 高等専門学校以上の文化レベルを有すること。

人民代表大会常務委員会の構成人員を除いた裁判所、検察院、公安機関、国家安全機関、司法行政機関の職員、執業弁護士、及び犯罪により刑事処罰を受けた者又は公職を解かれた人員を除き、陪審員の担任要件を満たす公民は、いずれも所属企業・団体又は戸籍の所在地にある基層組織を介して基層裁判所に推薦され、又は本人が申請し、基層裁判所と同レベルの人民政府司法行政機関によって審査が行われ、かつ、基層裁判所所長が陪審員候補者として提案した上で、同等レベルの人民代表大会常務委員会により任命される。陪審員の任期は5年で、その選抜・任命の透明性を保証するために、その選抜プロセスは、全て公示・公信を基本原則とし

ている。また、公民の司法への参与を保障するために、「決定」では陪審員制度の今後の発展のため、「陪審員制度を整備し、公民の陪審権を保障し、審判参与範囲を拡大し、ランダム抽選方法を整え、陪審制度の信頼度を高める。陪審員は法律適用の問題を審理するのではなく、事実認定問題の審理のみに参加するものとする」と新たな要件を提出した。

コモン・ローにおける陪審制と異なるのは、審判過程において、陪審員は合議廷のメンバーとして、合議に参加し、かつ、意見を発表できると同時に、裁量権を有する。陪審員は、法律規定に基づき、第一審普通手続の審理に参加することができるが、簡易手続及び第二審手続には参加することができない。

知的財産権に係る訴訟では、事件の難度が高いので、合議廷を構成する際、裁判所は、しばしば一定の技術背景又は専門知識を有する陪審員を招聘して合議廷を構成し、共同で合議に参加する。例えば、技術分野の専門家、教授、学者、特許審判委員会や商標審判委員会の審判官等である。ただし、商標又は意匠の類似判定における陪審員は、専門知識又は技術背景を有しなくても、一般公衆の認知として一定の参考意義を有する。

4. 法律出所及び司法解釈と判例の位置付け

現在、正式な中国法律の根源には、憲法、法律、行政法規、地方法規、行政規則、自治条例と単行条例、特別行政区の法律・法規、国際条約と協定等がある。

また、最高裁判所と最高検察院が法律により付与された職権には、裁判と検察業務において具体的な法律の応用に対して普遍的な司法解釈を「解釈」、「規定」、「返答」、「決定」、「意見」などの形式で出せることがある。司法解釈の機能は、法律条文の意味を解釈し、かつ、司法実

務において、絶え間なく現行の法律を改善していくことであり、その形式も中国の現在の法治の現状に適応させている。したがって、司法解釈は、その名称が「解釈」であっても、実際には、法律の根源の1つで、その位置づけも、解釈する法律と同等で、裁判官は、司法解釈の規定に基づいて直接判決を言い渡すことができる。

中国は、日本と同様、成文法の国家で、判例は正式な法律の根源ではない。しかし、中国の各地の経済社会の発展のバランスが取れておらず、司法人員の司法能力にもバラツキがあり、地方法執行環境が相違するなどの原因により、司法実務において、長期にわたり「同事件に対する異なる判決」が存在し、法律の統一適用に影響を与えている。そこで最高裁判所は、実務において指導的な意義のある判例を公表することで、裁判官が類似事件を審理するための参考とさせて、効果的に自由裁量権を規範化し、制限することで、類似事件の法律適用が基本的に統一され、裁判尺度と処理結果が基本的に一致することを確保している。

2015年1月、最高裁判所長官の周強は、ある書籍の序文⁴⁾において「判例指導制度の構築以来、その発展は迅速で、裁判基準の統一、審判品質の向上、司法信頼度の向上に重要な役割を果たしている。判例指導制度は、法律適用と裁判尺度の統一、及び審判効率の向上に有利である」と述べている。したがって、今後の審判活動において、判例の指導的役割が、益々明確になっていくものと思われる。そのため、最高裁判所が公表する最新の指導的判例に注目することは、裁判所の裁量基準及び法律の改善方向を把握するのに役立つと考えられる。

中国と日本は共に成文法の国家であるが、実務の立場から見れば、中日両国の法律の根源の範囲には依然として一定の相違点がある。しかし、先行判例の役割に対する両国の態度はかな

り接近し、すなわち、先行判例を正式な法律の根拠及び審判の根拠にはしないものの、先行判例の指導的役割及び参考価値を認めている。そして、実務において、中国最高裁判所が公表した指導的な判例は、地方各級裁判所に対して相当大きい影響を与えている。

また、司法解釈は、中国特有の法律の根源の表現形式として、その地位と役割を軽視してはならない。司法解釈は、解釈する法律より遅れて公布されるので、その内容と実務の結びつきが緊密で、裁判所が類似事件を取り扱う際に役立つものと考えられる。それと同時に、最高裁判所が単独で公布する指導意見、重要な会議紀要などは、その形式上、ある法律に匹敵する解釈ではないが、同様に司法解釈としての地位を有し、具体的な事件の審判を指導する役割を有するので、注目に値する。

5. 民事訴訟の基本手続

5.1 二審終審制

現在、中国の審判制度は、二審終審制になっている。すなわち、ある事件の審理は、2つの級の裁判所による審判を終えた時点で終結される。例外としては、最高裁判所が第一審裁判所として下した判決に対し、当事者は上訴することができない。裁判所が特別手続⁵⁾によって下した判決に対しても、同様に当事者は上訴することができない。

中国民事訴訟の一審、二審手続については、図3および図4を参照のこと。

日本の訴訟における開廷・審理は五月雨式であり、1つの事件について数回にわたって開廷され、毎回の開廷審理の時間は短く、大部分は書面による交換及び次回の開廷期日の確定である。しかし、中国では、通常、1回しか開廷審理は行われず、一部の裁判所では、事件経緯を把握するために、非公式の予備開廷審理を行

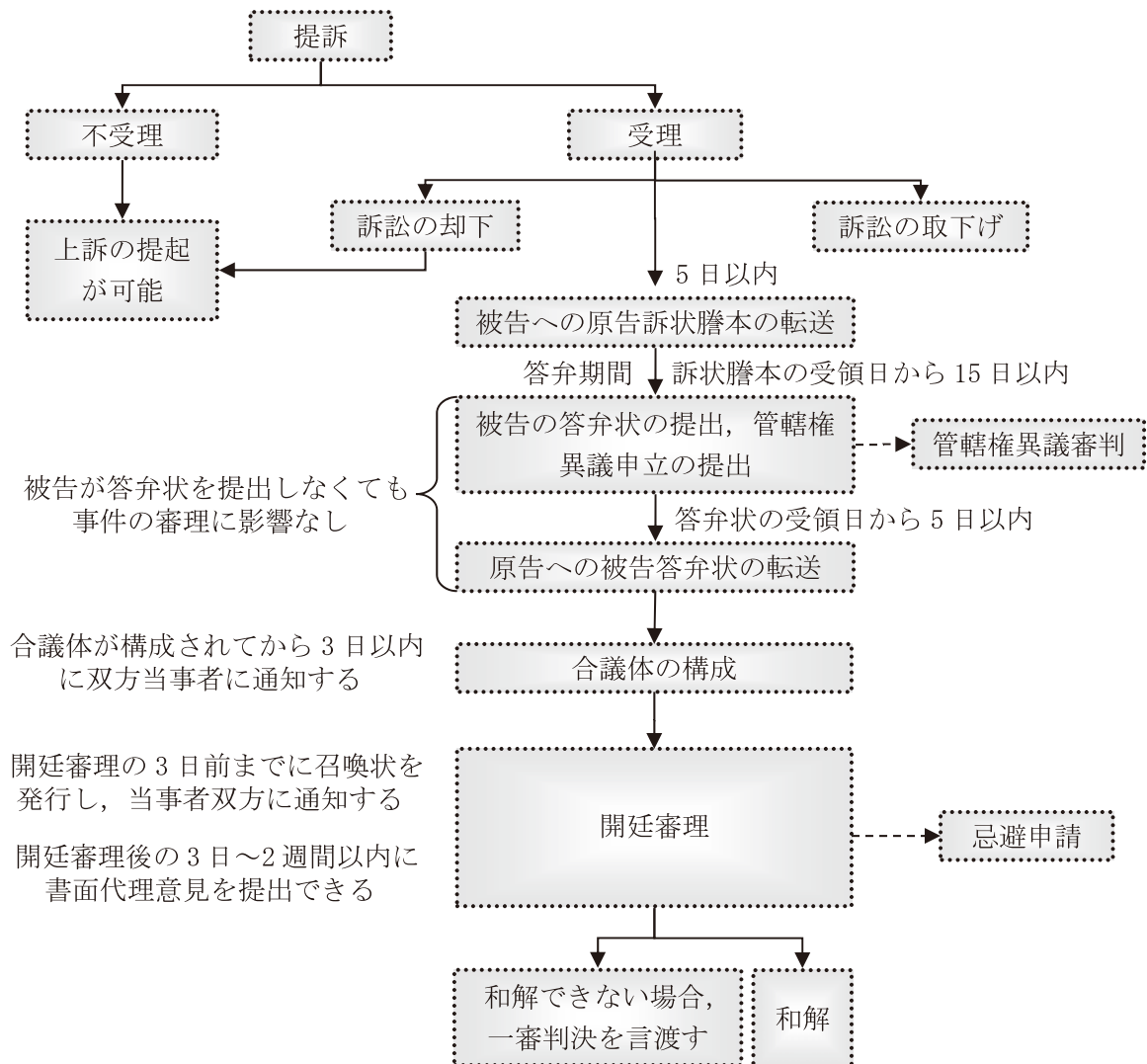


図3 一審手続の略図

うこともあるが、事件が相当重大でかつ複雑な場合にのみ数回にわたる開廷審理を行っている。また、事件の経緯によっては、二審段階で書面の交換又は当事者に尋ねる形式のみで審理する場合もある。

また、日本に比べ、中国の開廷審理は、口頭弁論を重視している。日本では、当事者の意見は、往往にして具体的に書面に記載しているのに対して、中国では、双方当事者は、口頭形式により意見を陳述することができる。例えば、被告の場合、書面による答弁状を提出しなくても事件の審理に何ら影響を与えず、開廷審理時に弁論意見を述べればよい。また、当事者は、

裁判所の指導下で争点に対して十分弁論し、それぞれ自己の主張とその根拠を陳述することができ、互いに反駁及び答弁をすることで、事件の事実を明らかにし、当事者の弁論により形成される最終的観点も合議廷が判断を下すための重要な根拠となる。当事者は、自己の主張を陳述するために、技術的な手段を利用して法廷で、録画映像などにより実演することもできる。

なお、非公開審理を除き、その他の事件はいずれも傍聴できるが、外国人が傍聴を希望する場合、事前に関係裁判所に確認したほうがよい。一部の裁判所は、外国人が傍聴するには事前に裁判所の外事部門に申請することを要求する。

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

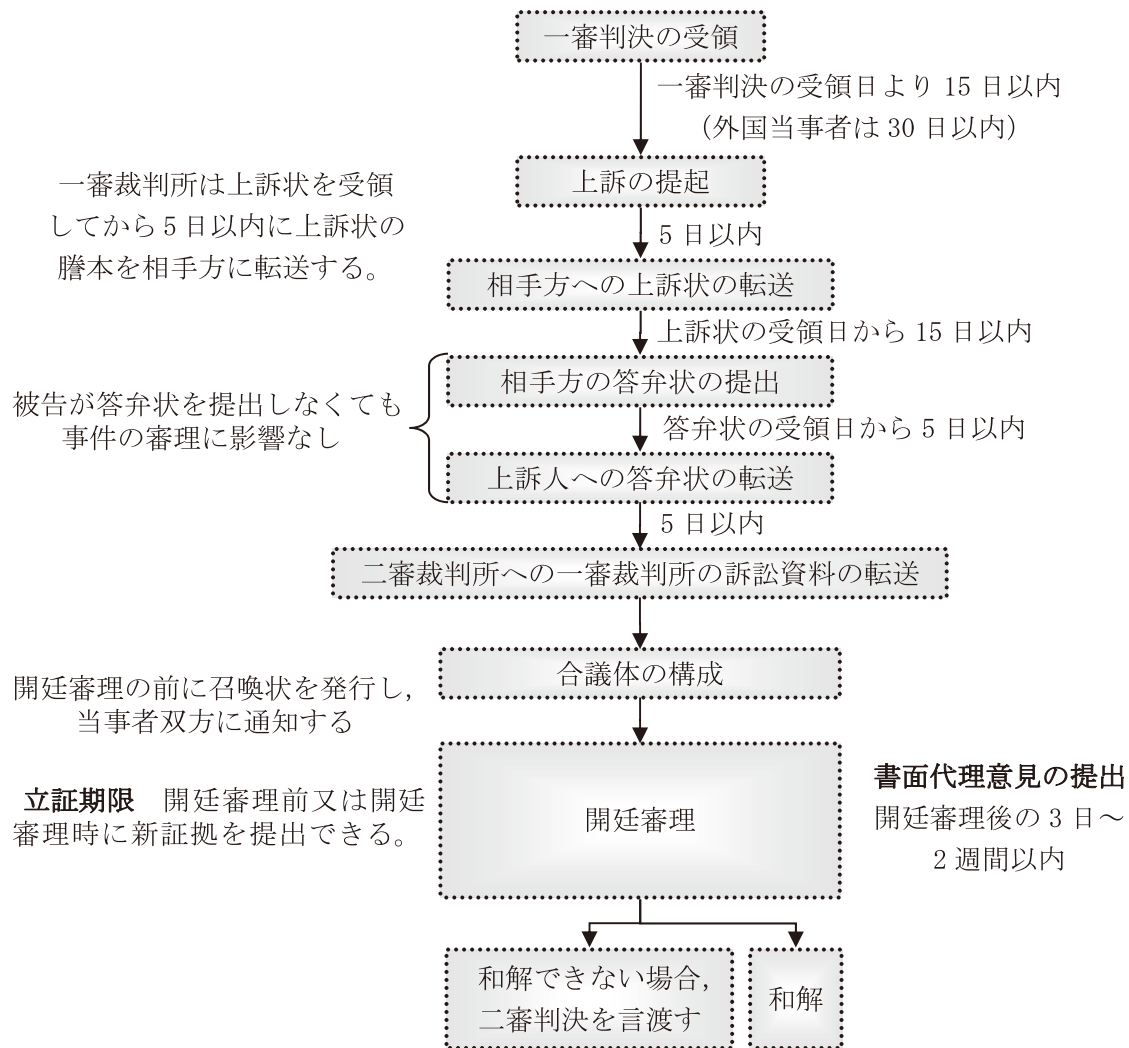


図4 二審手続の略図

5. 2 再審制度

中国では二審終審制であるが、終審判決、裁定に明らかな誤りがある場合、審判監督手続、すなわち再審を介して是正することができる。当事者は、すでに公的効力が生じた判決、裁定について誤っていると主張する場合、上級裁判所にその再審請求をできるが、当事者一方の人数が多かったり、当事者双方が公民であったりする事件については、原審裁判所にその再審請求をできる。当事者が再審請求をした場合、その判決、裁定の執行は停止しない。民事訴訟法の改正によって、民事事件について、当事者が

再審を請求する期限は、判決がその効力を発生した後から6ヶ月以内とされている。裁判所及び検察院も職権に基づいて再審を請求することができる。

再審の請求要件について、「民事訴訟法」の規定に基づき、当事者の請求が次に掲げるいずれかに該当する場合、裁判所は、再審を行うべきである。

- (1) 新たな証拠があって、原判決・裁定を覆せる場合。
- (2) 原判決・裁定で認定された基本事実に対して、証拠による証明が欠如している場合。
- (3) 原判決・裁定で認定された事実の主な証

拠が偽造されている場合。

(4) 原判決・裁定で認定された事実の主な証拠について、証拠調べを経ていない場合。

(5) 事件の審理に必要な主な証拠について、当事者が客観的な原因により自ら収集することができず、書面により裁判所にその調査・収集を申請したが、裁判所が調査・収集していない場合。

(6) 原判決・裁定の法律適用に明らかな誤りがある場合。

(7) 審判組織の構成が非合法で、又は法により回避すべき審判人員が回避されていない場

合。

(8) 訴訟行為無能力者が法定代理人による訴訟代理を経ず、又は訴訟に参加すべき当事者が本人若しくはその訴訟代理人の責めに帰することができない事由により訴訟に参加しない場合。

(9) 法律規定に違反して当事者の弁論権利を剥奪した場合。

(10) 召喚状による召喚を経ずに、判決に欠席した場合。

(11) 原判決・裁定に遺漏がある、又は訴訟請求の範囲を超えている場合。

(12) 原判決・裁定が根拠とした法律文書が

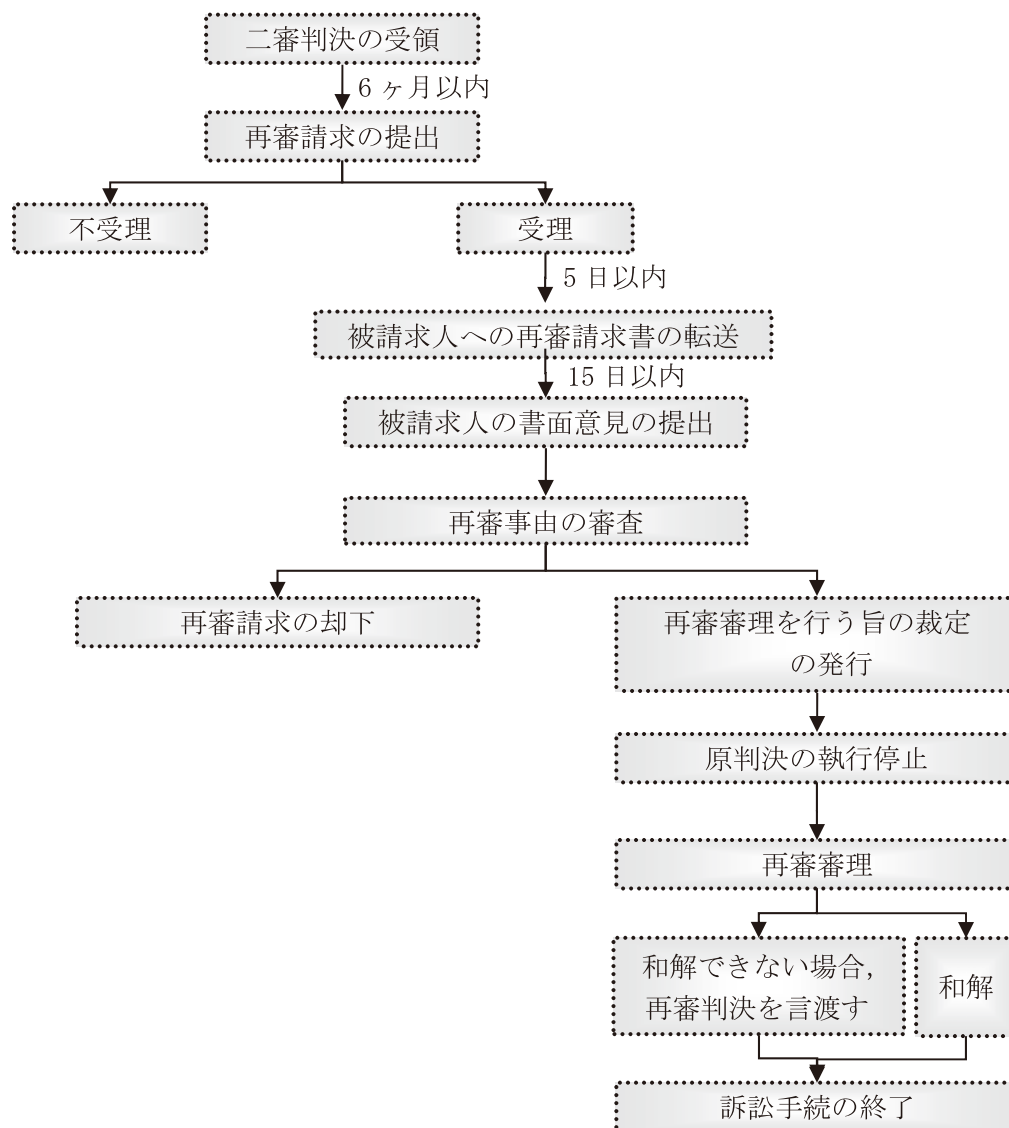


図5 再審手続の略図

取り消され、又は変更された場合。

(13) 裁判人員が当該事件を審理した際、汚職、収賄行為、不正行為、法歪曲の行為があった場合。

最高裁判所の業務報告⁶⁾によれば、2013年、各級裁判所によって結審された訴えと再審請求事件は11.6万件で、原判決に確かに誤りがあり、又はその他の法定事由により改めて判決が言い渡された事件は7,415件あった。実務において、特に知的財産権事件について言えば、一審、二審裁判所が事件の難度が高いという原因で認知に違いが生じている状況も少なくない。かかる状況下では、再審手続が有効となりうる。2013年に最高裁判所が公布した10大知的財産権典型的判例及び10大革新的判例の20件のうち7件は再審手続を経ていたが、これは、再審手続が、第三審に該当していることを意味している。

この点について、日本では三審制を実施している。しかし、最高裁判所は、法律問題のみを扱い、事実問題には原則として触れない。そして、審理は、通常、書面審理により行われる。上告理由がないと判断される事件については、口頭弁論を経ずに上告を棄却できる。

一方、中国では二審終審制と言えども、事実上、再審自体は三審手続に該当する。通常、再審を請求した状況で、再審裁判所は、優先的に法定再審理由が存在するか否かを審査し、再審の審理は法律の適用問題だけでなく、事実の認定に対しても考察する。なお、すでに一回再審手続を経ている事件に対する再再審の請求については、現在、理論的にも、実務においても、未だ明確な意見はない。

6. 知財事件の管轄

6.1 知的財産権民事事件の一般管轄

管轄は、地域管轄と級別管轄に分けられている。

地域管轄の場合、知的財産権紛争に係る民事

訴訟については、通常、被告の住所地にある裁判所が管轄し、侵害行為地にある裁判所も侵害事件の管轄権を有する。知的財産権紛争に係る行政訴訟については、訴えられた行政機関の住所地にある裁判所が管轄する。

級別管轄の場合、通常、中等以上の裁判所が知的財産権事件を管轄しているが、知的財産権紛争事件の件数が膨れ上がり、中等以上の裁判所がその件数を消化しきれない状況が生じているので、知的財産権事件が多い省・市では、最高裁判所に指定された一部の基層裁判所が一般知的財産権事件を審理できるようになっている。

現在、知的財産権裁判所が設立されていない地区、及び知的財産権裁判所の事件受理範囲外の知的財産権第一審事件の管轄は、その類型に応じて次のとおりである。

(1) 特許権侵害紛争事件については、侵害行為地又は被告の住所地がある省、自治区、直轄市政府の所在地にある中等裁判所と最高裁判所が指定する中等裁判所が管轄する。また、最高裁判所により指定された一部の基層裁判所は、実用新案・意匠権紛争を審理することができる。

(2) 著作権侵害紛争事件については、侵害行為の実施地、侵害複製品の貯蔵地又は差押え押収地、被告の住所地にある中等以上の裁判所及び高等裁判所が指定する基層裁判所が管轄する。

(3) 商標権侵害紛争事件については、原則的に、侵害行為の実施地又は被告の住所地にある中等以上の裁判所が管轄する。高等裁判所の許可を得た基層裁判所は、第一審商標権民事紛争事案を受理することができる。馳名商標に係る事件については、最高裁判所が指定する中等以上の裁判所が管轄する。

(4) コンピューターネットワークドメイン名に係る権利侵害紛争事件については、侵害行為地又は被告の住所地にある中等裁判所が管轄する。侵害行為地と被告の住所地を確定できない場合、原告が当該ドメイン名を見付けたコンピ

ユーザー端末などの設備の所在地をその侵害行為地として見なせる。高等裁判所の許可を得た基層裁判所は、上述の第一審民事紛争事件を受理できる。

(5) 植物新品種の権利侵害紛争事件については、被告の住所地又は侵害行為地の省、自治区、直轄市政府の所在地にある中等裁判所と最高裁判所が指定する中等裁判所が管轄する。

(6) 集積回路配置図設計の専有権侵害紛争事件については、被告の住所地又は侵害行為地の省、自治区、直轄市政府の所在地にある中等裁判所、又は所属する経済特別区の所在地にある中等裁判所、若しくは所属する大連、青島、温州、仏山、煙台市の中等裁判所が管轄する。

上述の事由以外の知的財産権侵害紛争事件は侵害行為地又は被告の住所地にある裁判所が、知的財産権帰属紛争事件は被告の住所地にある裁判所が、知的財産権契約紛争事件は被告の住所地又は契約履行地にある裁判所がそれぞれ管轄する。

なお、特例として、訴訟の目的の価額が2億元以上の第一審知的財産権民事事件、訴訟の目的の価額が1億元以上で、かつ、当事者一方の住所地がその管轄区に該当しない事件、又は涉外・香港マカオ台湾に係る第一審知的財産権民事事件については、高等裁判所が直接管轄する。

2013年までに、全国範囲において、特許、植物新品種、集積回路配置図設計及び馳名商標に係る事件の管轄権を有する中等裁判所は、それぞれ87箇所、45箇所、46箇所と45箇所に達し、一般知的財産権事件と実用新案・意匠権紛争事件の管轄権を有する基層裁判所は、それぞれ160箇所、7箇所であった⁷⁾。

なお、ある裁判所が上記の管轄権を有する裁判所であるかについては、最高裁または高等裁判所による裁判所の指定に関する通知によりチェックできる。しかし、指定の通知が散らかって、且つ続けて公布されているので、ご留意い

ただきたい。

6. 2 知的財産権裁判所の管轄

全国人民代表大会の決議に基づき、2014年11月から北京、上海、広州に相次いで知的財産権裁判所が設立された。

最高裁判所が発布した「北京、上海、広州知的財産権裁判所の事件管轄に関する規定」によれば、北京、上海、広州の知的財産権裁判所は、所在市の管轄区内における下記の第一審事件を管轄する。

(1) 特許、植物新品種、集積回路配置図設計、ノウハウ、コンピュータソフトウェアに係る民事と行政事件。

(2) 国務院部門又は県級以上の地方人民政府による著作権、商標、不正競争などの行政行為に対して訴訟を提起した行政事件。

(3) 馳名商標の認定に係る民事事件。

なお、広州知的財産権裁判所では、区域をまたぎ広東省内（深セン市を除く）における上述の(1)、(3)類の事件を管轄する。

また、次の第一審行政事件は、直接北京知的財産権裁判所が管轄する。

(1) 国務院部門による特許、商標、植物新品種、集積回路配置図設計などに係る知的財産権の権利付与・権利確定に関する裁定又は決定を不服とする行政事件。

(2) 国務院部門による特許、植物新品種、集積回路配置図設計の強制許可決定及び強制許可使用料又は報酬に係る裁決を不服とする行政事件。

(3) 国務院部門による知的財産権権利付与・権利確定に係るその他の行政行為を不服とする行政事件。

さらに、当事者が知的財産権裁判所の所在市にある基層裁判所の言い渡した第一審著作権、商標、技術契約、不正競争などの知的財産権民事・行政判決、裁定に対して提起した上訴事件

も、知的財産権裁判所が審理する。当事者が知的財産権裁判所による第一審判決、裁定に対して提起した上訴事件、及び法により上級裁判所に請求した異議申立事件については、知的財産権裁判所の所在地にある高等裁判所が審理する。

北京知的財産権裁判所は、2014年11月6日に設立された。関連報道⁸⁾によれば、北京知的財産権裁判所の裁判官は、北京三級(高等・中等・基層)裁判所において、豊富な経験を積んだ優秀な知財裁判官の中から選抜された。裁判官の平均年齢は40.2歳で、その91%は大学院以上の学歴を有し、知財裁判業務に従事した平均年数は10年、この5年間で各自が扱った平均事件数は438.5件に達している。

組織構造では、立件廷、裁判第一廷、裁判第二廷、裁判第三廷及び裁判監督廷の5つの裁判廷が設立され、技術調査室と司法警察(裁判所に勤める警察官であり、主に裁判官に協力し、法廷の秩序を維持することに従事する役職)チームを含む司法補助機構も設立された。立件廷では審査・立件業務を、裁判第一廷、裁判第二廷、裁判第三廷では知財関連民事・行政事件に対する審理を行う。裁判監督廷では知財再審事件に対する審理を行い、技術調査室では審理過程に関連する技術問題に対する協力調査・諮問・分析・判断を行い、合議廷の裁判に技術的意見を提供する。

また、広州知的財産権裁判所は、2014年12月21日に設立され、立件廷、特許裁判廷、著作権裁判廷、商標及び不正競争裁判廷等と司法警察チームを含んでいる。北京、上海の知的財産権裁判所に比べ、広州知的財産権裁判所が区域をまたいでの管轄効果は最も明らかで、広東省内の深セン以外の地域における事件を審理することができる。広東省は、今まで特許出願の多い省として紛争も多発している一方、一部の地区において未だに地方保護主義が存在している。広州知的財産権裁判所の設立は、全省の特許権

紛争事件を広州で集中管轄できるので、地方保護主義を効果的に抑制し、権利者にとっても有利である。

上海知的財産権裁判所は、2015年1月1日に開設された。この上海知的財産権裁判所は、元来の上海鉄路運輸中等裁判所に依託して設立した上海市第三中等裁判所を合併して業務を展開している。初めて選抜された10人の知財裁判官の平均年齢は41.2歳、知財裁判業務への平均従事期間は8.4年間で、いずれも大学以上の学歴で、うち、博士1人、修士8人である。

中国の知的財産権裁判所制度は、誕生したばかりで、試験段階であると言える。民事と行政との間の「二審合一」を採用し、刑事を加えた「三審合一」を採用するなど日本と同一のところもある。しかし、異なるところも多く、中国の知的財産権裁判所の級別は中等裁判所で、日本のように知財高裁は設置されていない。また、中国の知的財産権裁判所が現段階で管轄している事件は主に、特許などの専門性の高い知的財産権事件で、商標、著作権などの一般知的財産権事件の管轄には如何なる変化もない。最も重要なのは、現在、中国の知的財産権裁判所は、3箇所だけで、かつ、本区域内で管轄を行える中等裁判所に該当するので、事件管轄への影響はさほどなく、統一された司法基準を実現できるレベルに達するには未だ時間がかかると思われる。

全国人民代表大会の決議によれば、知的財産権裁判所の設立後の試験期間は3年で、3年後には管轄範囲が拡大され、又は知的財産権裁判所の増設が予測される。知的財産権裁判所の設立によって、中国知財の司法に対してどのようなプラス面をもたらされるか期待される場所である。

7. 知財実務におけるトピック

7. 1 先使用権に係る実務

中国は、世界中の多くの国と同様に先願主義を採用している。先願主義における一つの原則は、出願日前の発明創造であっても、遅れて出願した者に対して法的保護を与えず、最初に出願した者のみ保護することである。しかし、最初の出願人は、最初に発明を創造した者とも、最初に発明を実施した者とも言えない。当該状況下で、特許が権利化された後、特許権者が特許権侵害を理由に、先使用者の実施行為を禁止することは、既存の正常な経済秩序を破壊し、公平に反する結果となる。したがって、公平の原則を考慮し、公衆の利益と特許権者の利益のバランスを図るために、先願主義の例外として、先使用権制度が規定されている。

先使用権とは、「特許法」第69条によれば、特許出願日前にすでに同一製品を製造し、同一方法を使用し、又はすでに製造・使用のために必要な準備をし、かつ、従来範囲内でのみ製造、使用を継続する場合は、特許権侵害とみなさないとされている。

通常、先使用権の抗弁には、以下の要件を満たさなければならない。

(1) 時間要件：すなわち、特許出願日前にすでに被疑侵害製品を製造又は使用し、又はすでに製造・使用のために必要な準備をしている場合。

(2) 主観的要件：通常、先使用技術の知得経路といえ、先使用者が独自に研究・開発したものであるか、又は先使用者が他人から入手した状況を含む。このような知得経路について、「特許権侵害紛争事件審理における法律適用の若干問題に関する最高裁判所の解釈」第15条第1項では「善意」の要件を明確にしている。すなわち、権利侵害で訴えられた者が不法獲得し

た技術若しくは設計で、先使用権を主張する場合、その主張は認められない。

(3) 行為要件：特許技術製品の製造行為又はその方法の使用行為を行わずに、特許技術製品の輸入・販売の申出・販売・使用行為のみ行った場合、先使用権を享有することができない。実施範囲においても、知的財産権には地域性が存在するので、中国における先使用技術に係る製造・使用は認められるが、海外における先使用技術に係る製造・使用は認められない。また、まだ正式に製造・使用をしないが、製造・使用するための必要な準備を行えば、行為要件を満たすと見なされる。ここにいう必要な準備とは、発明創造を実施するために行う技術的な準備作業のことをいう⁹⁾。

(4) 制限要件：先使用権者は、必ず従来範囲内で発明創造を製造・使用しなければならない。当該従来範囲とは、既存の製造設備によって達成できる最大生産量のことをいう。しかも、先使用権者は、他人に対して関連特許を実施することを許諾してはならず、単独に先使用権を譲渡してもならず、先使用権については、先使用権者の企業と連動して承継しなければならない。

中国において、制度上では先使用権制度を定めているが、実務において、先使用権の抗弁における立証に対する要求が厳しいので、認められた事例はさほど多くない。なぜならば、主に大部分の先使用権に係る証拠が数年前の企業の製品製造又は方法使用に係る証拠なので、かかる証拠はすでに無くなっていたり、又は保存されていたとしても主に企業内部で形成された書類なので、証拠としての真実性を証明したりすることが難しいからである。したがって、その対応策として、先使用権に係る証拠を確保する公証がここ数年間よく利用されている。

その証拠確保の方法とは、公証人の立会いの下、企業の生産設備、原材料、在庫品などの状況及び生産現場を撮影・録画し、特に技術内容

を反映できる生産ステップに対して明晰に撮影し、できる限り説明を追加する。また、企業の生産経営情報、技術関連資料なども複写して封印する。公証を経ている場合、少なくとも公証時点で企業がすでに当該製品の製造を開始し、又は当該方法の使用を採用していたことを証明できる。公証を経ている証拠の証明力は高く、企業が権利侵害紛争に対応する際、大きな助けとなる。

次に、公証を行う際、以下のことに注意することが必要である。

①早期に公証を行うことで、出願日前の証拠を確保すること。

②設備を増やし生産規模を拡大する際、拡大した生産規模に対して更に公証を行うことで、「従来の範囲」を確保すること。

③関連証拠が技術内容又は先使用権の一部の要件に対する要求を反映できなくなることを防止するため、公証時にできる限り全面的に行うこと。

④先使用権に係る証拠を確保する公証は、中国で常に見られる公証形態ではないので、事前の公証役場との十分な意見交換を行うこと。

上述の③と④の注意点について、公証を行う際、公証に必要な資料の審査・確認、及び公証役場とのコミュニケーションなど公証過程全般を専門の弁護士に依頼し、有効な証拠を公証することが必要である。

7. 2 特許の間接侵害

日本の知財関連分野において、「間接侵害」といえば、侵害の一手手前の行為又は実質上、侵害と同一視される行為で、特許権や商標権、著作権の侵害とみなされることを言う。

例えば、特許法において、他人が特許製品の生産にのみ用いる物（専用部品）を生産・販売することや、特許方法の使用にのみ用いる物を生産・販売することなどは、直接侵害に該当し

ない。しかし、かかる行為は、侵害に密接に結びついているので、特許権侵害とみなされる。また、その特許製品の本質的な部品で、侵害に用いられることを知りながら、当該部品を生産・販売することなども、特許権侵害とみなされる。

現行の中国法律では「特許間接侵害」に対する正式な概念が規定されていない。

北京市高等裁判所は、「特許権侵害判定の若干問題に関する意見（試行）（2001）」において、かつて「間接侵害」という用語を明確に使用し、かつ、間接侵害の構成要件を次のとおりにまとめている。

①主観的要件（主観的過失を要求するか否か）

主観的に他人を誘導・教唆し、他人の特許権を侵害させる故意を有すること。

②直接侵害との関係（「直接侵害」の存在を前提とするか否か）

通常、直接侵害を前提とし、直接侵害が発生していない場合は間接侵害が存在しないこと。

③間接侵害の対象

専用品に限られ、汎用品ではないこと。

しかし、最高裁判所が近年公布した司法解釈には、間接侵害に対して明確に提示されていない。現在の傾向としては、間接侵害が共同侵害の一種であるとの認識である。共同侵害に関する規定は、『中華人民共和国民法通則』の貫徹執行における若干問題に関する意見（試行）（1987年1月1日施行）の第148条及び「侵害責任法」にある。すなわち、間接侵害は現在、「侵害責任法」第9条第1項にあるように「他人を教唆・幫助して侵害行為を実施させる」というのが主な観点である。

したがって、2013年北京高等裁判所は、「特許権侵害判定における若干問題に関する意見（試行）（2001）」の改正時、「間接侵害」という用語を削除し、改正後の「特許侵害判定指南」においても「共同侵害」という概念を使用し、

かつ、間接侵害の成立要件に係る条項を削除した。

また、2014年に公布された「特許権侵害紛争事件審理における応用法律の若干問題に関する最高裁判所の解釈(2)(公開意見募集稿)」においても、やはり「間接侵害」という用語に触れなかったが、間接侵害の情状について、「関連製品が発明創造の実施に専門に用いる原材料、部品、中間物などであることを明らかに知りながら、特許権者の許諾を得ずに、当該製品を当該特許の実施権がない者又は法により侵害責任を負わない者に実施させた場合、権利者が当該提供者の行為が侵害責任法第9条に規定する『侵害行為を幫助した』行為であると主張する場合、裁判所は当該主張を認めるべきである。」と記述している。現在、当該意見募集稿は、未だ最終的に公布されていないので、当該内容が正式な司法解釈として公布されるか否かは不明である。

明文で規定されていないものの、司法実務において、特許間接侵害を認めた判例は少なくない。具体的な判例から見れば、実務上、認められた間接侵害の情状と要件は、基本的に日本と同じである。

筆者は、かつて間接侵害に係る意匠権侵害事件を代理したことがある。当該事件において、係争意匠権はタイヤ意匠で、侵害者の製品はタイヤトレッド部ゴムであった。当方は、「権利者としてタイヤトレッド部ゴムの機能はタイヤの製造に限られているので、タイヤトレッド部ゴムは、タイヤ製造に用いる専用部品で、タイヤトレッド部ゴムの生産と販売は、必然的に侵害タイヤ製品の生産を教唆・幫助するに違いない。すなわち、直接侵害行為を幫助・誘導して発生させたことになる」と主張したところ、二審裁判所は、最終的に当方の主張を認め、タイヤトレッド部ゴムの製造・販売と販売の申出行為は間接侵害を構成すると認定した。

8. おわりに

中国と日本は、いずれも成文法系の法制度で、知的財産権を含む中国司法制度は、広く日本の経験を参考にしてきたので、中日両国の知的財産権司法制度には多くの共通点がある。しかし、経済発展のレベル及び社会文化の基礎が異なるので、両国の司法制度にはさまざまな差異も存在している。また、本文紙面に限りがあり、中国司法制度に係る部分的な状況のみについて概略的な紹介にとどまったが、少しでも参考になれば幸いである。最後に、中国司法制度における一部の特殊状況、例えば、司法解釈が多く証拠に対する要求が高いなどという状況に鑑み、中国で訴訟実務を行う際、できれば専門の弁護士への協力を求めることが得策であると思料する。

注 記

- 1) データ出所
<http://lianghui.people.com.cn/2014npc/n/2014/0310/c382480-24592263.html> (参照日: 2014年12月15日)
- 2) データ出所
<http://www.chinacourt.org/article/detail/2014/04/id/1283299.shtml> (参照日: 2014年12月15日)
- 3) 中国における最高国家権力機関および立法機関である全国人民代表大会(全人代)の常設機関である。
- 4) 「中国案例指導」序言 最高人民法院案例指導業務弁公室編纂。
- 5) 「中華人民共和國民事訴訟法」第177条により、選挙人資格事件、失踪宣告又は死亡宣告事件、公民の民事行為無能力又は制限民事行為能力認定事件、無主財産認定事件、調解合意確認事件、担保権実行事件で「特別手続」を適用されている。
- 6) データ出所
<http://lianghui.people.com.cn/2014npc/n/2014/0310/c382480-24592263-2.html> (参照日: 2014年12月15日)
- 7) データ出所

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

<http://www.chinacourt.org/article/detail/2014/04/id/1283299.shtml> (参照日：2014年12月15日)

8) データ出所

http://zqb.cyol.com/html/2014-11/07/nw.D110000zgqnb_20141107_5-07.htm (参照日：2014年12月15日)

9) 「特許権侵害紛争事件審理における法律適用の若干問題に関する最高裁判所の解釈」第15条に基づき、下記の掲げるいずれかの状況に該当する

場合、裁判所は、「特許法」第69条(2)号に定めるすでに製造・使用するための必要準備を整えていると認定しなければならない。

①発明創造の実施に必要な主な技術的図面、若しくは工程書類が完成されている場合。

②発明創造の実施に必要な主な設備、若しくは原材料の製造又は購入が実施されている場合。

(原稿受領日 2015年1月30日)

